

共済規程

(目的)

第1条 この共済規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「協会」という。）定款第4条第3号に基づき定款第6条第1項の会員に所属する個人タクシー事業者（以下「事業者」という。）が病気、その他の事由により死亡したとき、適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済事業を設け、その行うこれらの給付に関し必要な事項を定め、もって事業者及び遺族の生活助成に寄与するとともに定款第6条第1項の会員並びに事業者の連帯意識の高揚と福祉の向上に資することを目的とする。

(適用の対象)

第2条 この共済事業は、事業者を対象とする。

(受給資格の発生)

第3条 事業者の受給資格は、所属する会員から会費等に関する規則第2条に定める会費等（以下「会費」と言う。）の納入があった日から発生する。但し、会員間を移籍する者は第4条を適用する。

(受給資格の継続)

第4条 受給資格を有する者が会員所属の団体を移籍する場合は、移籍前月の25日までに会員を経て、移籍の届出をした者に限り、受給資格は継続するものとする。

(受給資格の喪失)

第5条 受給資格者は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その翌日から受給の資格を喪失する。

- (1) 個人タクシー事業を廃止、譲渡、取消、失効、又は期限更新が認められないとき。
- (2) 会員から脱退又は除名されたとき、但し第4条に適合する者は除く。

(会費未納の際の受給資格並びに請求権の放棄)

第6条 事業者は、所属する会員からの会費の納入が滞り、これが当月末までに納入がないときは、その期日の経過日をもって、共済に関する一切の資格並びに権利を放棄したものとみなす。

(共済受給権者)

第7条 共済受給権者は、事業者の遺族又は葬祭を行った者とする。

2 遺族の範囲及び順位は、第1項に定める事業者の配偶者、子、父母とする。

3 第2項に定める受給資格者のなき場合は次の通りとする。

- (1) 事業者と生計を共にしていた者であって葬祭を行った者とする。

(2) 上記(1)に該当する者がいないときは、現に葬祭を行った者とする。

(給付の区分)

第8条 この共済による給付区分は次の通りとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) タクシー強盗の被害にあつて死亡したとき。

(弔慰金及び餞別金)

第9条 受給資格を有する事業者が死亡したときは、次により給付するとともに、花環1基を贈る。

- (1) 第8条第1号に該当するときは、弔慰金として10万円を共済受給権者に給付する。
- (2) 第8条第2号に該当するときは、前号弔慰金に加え餞別金として各事業者が100円を拠出して共済受給権者に給付する。なお、餞別金は、原則としてタクシー強盗の被害にあつた事実を証明する書類の提出があつた日の翌月の会費納入対象事業者が拠出し、会費とともに納入するものとする。

(給付の免責)

第10条 次の各号の1に該当する場合は、本規程に基づく給付の対象としない。

- (1) 戦争、また騒乱、暴動による場合。
- (2) 災害救助法の適用された災害により給付を受けた場合。但し、前条の弔慰金の額に満たない場合は差額を給付する。

(給付申請及び給付期限)

第11条 受給資格を有する事業者が、本規程第8条に定める給付事由が発生し、共済受給権者より会員に通知があつた場合は、会員は第12条に定める書類を添付して給付金申請書を協会に提出しなければならない。

協会は給付金申請書の提出があつた場合は、速やかに給付申請内容を審査し会員を経て、共済受給権者に給付金を交付するものとする。但し、給付事由発生日より正当な理由がなく届出が90日以上経過した場合及び給付金申請書による支給確定後90日以上正当な理由がなく給付金受領の意志表示がないときは給付金の受給権並びに給付金受領についての権利は放棄したものとみなし、給付はしないものとする。

(給付申請書)

第12条 第8条各号の1に該当の死亡又は第10条第2号の但し書きにより給付を受けようとするときは、次に掲げる書類に会員の長並びに共済受給権者が所定の印を捺印のうえ、会員から協会に申請するものとする。

なお、共済受給権者の確認及び給付は、団体長が責任を持って行うものとする。

- (1) 給付金申請書

- (2) 死亡診断書の写し又はこれにかわる証明書
- (3) 戸籍謄本の写し又はこれにかわる証明書
- (4) その他必要とする書類
 - ① 第7条第3項(1)(2)の葬祭を行った者が申請する場合には、葬祭を行った旨の証明書
 - ② 第8条第2号に該当する場合は、事実を証明する書類
 - ③ 必要書類の取得が困難な場合は、申請者及び会員の長（所属団体長含む）が責任を持って対処する旨の理由書を添付すること。

（給付金の支払い）

第13条 給付金の支払いは預託銀行より会員指定銀行口座へ送金し、会員を通じ当該共済受給権者に支払うものとする。

（代務運転者の扱い）

第14条 代務運転者の取扱いについては次による。

- (1) 事業者の代務運転の承認を受けた者は、都個協共済事業適用申込書に100円（月額）の共済拠出金を添えて会員を経て申し込むことにより適用を受けることができる。
- (2) 代務運転者の受給資格は、本規程第3条の規定にかかわらず共済拠出金納入の翌月1日から発生するとともに、代務運転承認の期間とし、かつ、共済拠出金を引続き毎月10日までに会員を経て納入した場合継続するものとし、代務運転承認の期間が中断、又は共済拠出金の納入がないときは、そのいずれかの期間最終日をもって受給資格を失うものとする。
- (3) 第7条から第13条の規定は、代務運転者に準用する。

附 則

- 1. この規程の改廃は、理事会において行う。
- 2. この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から施行する。
- 3. この規程は、平成25年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から施行する。
- 4. この規程は、平成27年10月16日一部改定し、施行する。ただし、平成27年10月15日以前に死亡した事案については、なお従前の取扱いによる。